



退職後の保険は どうなるの？



勤め先を退職した後の健康保険については、再就職先で社会保険に加入する場合を除き、通常、次の3つの選択肢があります。

- 1 社会保険の任意継続をする…退職後 20 日以内に手続きが必要(その他条件あり)。
- 2 家族の社会保険等の被扶養者となる…家族の中に社会保険の被保険者がいる場合(被扶養者となるには、条件がありますので、社会保険の被保険者のお勤め先にご確認ください)。
- 3 町が運営する国民健康保険に加入する…必要書類を持参し役場保険課にて加入手続きを行う。

上記のうち、どの健康保険に加入するかについては、世帯の状況によりさまざまなケースがありますが、やはり、選択の決め手となるのは、保険料(税)の負担額が最も少なくなるように判断することです。

例えば、社会保険の任意継続の場合は、保険料の支払いが生じますし、町が運営する国民健康保険に加入すると保険税の負担がでてきます。これらの負担金などのうち、最も少ない負担で加入で

きる健康保険を選択することで、家計に与える影響を軽減できる場合があります(家族の社会保険の被扶養者になれば負担金の増加はありません)。

このように、退職後の健康保険については、家族でよく話をし、最も有利な選択をすることをすすめています。

❖国保に加入した場合の保険税の試算は、役場税務課で行っています。なお、任意継続の場合は退職した勤め先または保険者へご確認ください。



「年金確保支援法」が 公布されました



将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の一層の確保を支援するために「国民年金法等の一部を改正する法律(年金確保支援法)」が公布されました。

- ①国民年金保険料を納付できる期間が3年間だけ「2年→10年」に延長されます。

※延長開始の期日についてはまだ未定です。正式な開始日等は決まり次第お知らせします。

- ②記録訂正により、すでに届け出ていた第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者(20歳以上60歳未満))の期間の一部が未届け(未加入期間)となってしまった人について、改めて届

けを出していただくことで、保険料納付済期間とすることが可能になりました。

- ③国民年金基金の加入年齢上限が「60歳→65歳」に引き上げられました。

- ④確定拠出年金法・確定給付企業年金法が一部改正されました(確定拠出年金の加入資格年齢上限の引き上げなど)。

詳しい内容については、役場保険課または熊本東年金事務所(☎ 367-8144)まで、国民年金基金については熊本県国民年金基金(☎ 387-2220)、確定拠出年金については企業年金連合会(☎ 0570-02-2666)までお問い合わせください。